

選択的夫婦別姓制度に関する積極的な議論を求める意見書

近年、我が国では、結婚後も夫婦が望む場合、結婚前の氏を称することを認める選択的夫婦別姓制度の議論が高まっている。

２０２２年３月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」では、選択的夫婦別姓制度については、導入に賛成する意見も多く、国民の間では様々な意見が存在することが明らかになった。

法務大臣の諮問機関である法制審議会は、１９９６年、選択的夫婦別姓制度導入などを含む民法改正要綱を答申した。

最高裁判所は２０１５年１２月の判決では、「夫婦同姓制度は、社会に定着しており家族の姓を一つにまとめることは合理性がある」との判断をしつつも、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき」との結論を出した。

選択的夫婦別姓制度は、同姓または別姓かを「選択」できるようにするものである。

最近の世論調査では、「選択的夫婦別姓制度」に若年層ほど賛成が多くなっている。

２０２４年６月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、政府への提言の中で、「女性活躍を阻害する社会制度の課題」の一つとして、夫婦同姓制度は見直しが必要としたところである。

社会の考え方、価値観が変化し、家族のあり方も多様化する時代の中、世の中の変化に主体的に対応していくため、最高裁判所の趣旨も踏まえ、さらには一般社団法人日本経済団体連合会の提言にものっとり、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなければならない。

よって、国会及び政府においては、選択的夫婦別姓制度について積極的な議論を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年３月１８日

鳴 門 市 議 会